

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	志佐2 (上野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者も確保できていない状況にある。現状維持できるのは今後10年が限界と予想され遊休農地の更なる増加が懸念される。しかしながら、中山間地域、狭地、急傾斜地と条件が悪い農地も多いため兼業での耕作は難しい。持続的に農地の利用を図るため受け手の確保を早めにしていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻及び飼料作物による農地の利用がされている地域である。地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、荒廃が進んでいる農地は林地化し、その他農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域の中心経営体への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の区画直しや耕作道の整備を実施したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から経営体を募集し、生産する農地をあっせんしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で中山間直接支払交付金事業等を活用し、共同利用の機械の導入を行い農地の保全管理を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

鳥獣被害防止のため、防護柵の設置を地域で実施する。遊休農地の荒廃を防ぐため草刈等を共同して実施する。